

【6】 令和7年度 利用者負担額表（1号認定用）

児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）円
階層 区分	定義	3～5歳児
1A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	保育料0円 その他保護者の負担額 ・給食費 ・行事費 ・教材費 ・延長保育料 等
1B	非課税世帯（単親）	
2B	非課税世帯	
2	均等割額のみ（所得割額は0円）	
3	市民税所得割額が24,300円未満	
4	24,300円以上 48,600円未満	
5	48,600円以上 51,000円未満	
6	51,000円以上 60,700円未満	
7	60,700円以上 72,800円未満	
8-1	72,800円以上 77,101円未満	
8-2	77,101円以上 84,900円未満	
9	84,900円以上 97,000円未満	
10	97,000円以上 109,000円未満	
11	109,000円以上 111,000円未満	
12	111,000円以上 123,000円未満	
13	123,000円以上 135,000円未満	
14	135,000円以上 157,000円未満	
15	157,000円以上 169,000円未満	
16	169,000円以上 191,000円未満	
17	191,000円以上 213,000円未満	
18	213,000円以上 235,000円未満	
19	235,000円以上 257,000円未満	
20	257,000円以上 279,000円未満	
21	279,000円以上 301,000円未満	
22	301,000円以上 397,000円未満	
23	397,000円以上	

施設型給付を受ける幼稚園や認定こども園に在籍する方（1号認定）で、保育を必要とする事由（2頁参照）を満たし、預かり保育を利用する場合

『施設等利用給付認定』を受けることにより、預かり保育等の保育料の助成を受けることができます。

詳しくは、下記のとおり配布しておりますので【新制度幼稚園・認定こども園在園児の預かり保育・一時預かり事業の利用者向け 幼児教育・保育の無償化の申し込み案内】をご覧ください。

＜配布場所＞

- ・松戸市役所 新館7階 保育課
- ・松戸市内の施設型給付幼稚園・認定こども園
- ・松戸市HPよりダウンロード